# みよし市企業版ふるさと納税制度

企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)は、国が認定した地方公共団体の地方創生の取組に対して企業が 寄附を行った場合に、法人関係税を税額控除する仕組みです。

企業として地域振興や SDGsの達成などの社会貢献ができるほか、法人税の高い軽減効果を受けられるメリットがあります。

みよし市では、地方創生に関連する事業への活用のため、企業(みよし市外に本社がある企業に限る)からの 企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)による寄附を募集しています。

ぜひ、ご検討いただき積極的な活用をお願いします。

### 企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)とは?

国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から 税額控除する仕組みです。

通常の寄附における損金算入による軽減効果(寄附額の約3割)と合わせて、税額控除(寄附額の最大6割) により、最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が寄附額の約1割まで圧縮されます。

#### 【本制度のメリット】

- 寄附額の最大約9割の軽減効果を活用しながら、地方創生を応援できます。
- 寄附を通じて SDGsの達成に向けた取組を支援できます。

(例)100万円寄附すると、最大で約90万円の法人関係税(法人住民税、法人事業税、法人税)が軽減されます。

- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税の控除額が寄附額の4割に達しない場合、その残額を税額控除 (ただし、寄附額の1割を限度とし、法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除(法人事業税額の20%が上限)
  - ※税額控除の手続き(申告)や算出に関しては、税理士や所管する税務署へご相談ください。

#### 【制度活用にあたっての留意事項】

- ◆ 本制度を活用してみよし市へ寄附ができるのは、みよし市外に本社がある企業です。
- ◆ 1回当たり 10 万円以上の寄附が対象となります。
- ◆ 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受けることは禁止されています。
- ◆ 寄附者が、暴力団その他反社会的勢力と密接な関係を有する者である場合、寄附の申込をお断りし、 又は収受した寄附金を返還させていただきます。
- ※ 制度の詳細は、内閣官房・内閣府総合サイト内「企業版ふるさと納税ポータルサイト」をご覧ください。

### 寄附対象事業

「第2期みよし市まち・ひと・しごと創生推進計画」に位置付けられる全ての事業が、本制度の寄附対象です。 【創生推進計画に掲げる3つの基本目標】

基本目標 I 安心して子育てできる環境づくり

基本目標Ⅱ 暮らしたいと思える環境づくり

基本目標Ⅲ 誰もが健康に暮らせる環境づくり

本市が提案するプロジェクトの他、企業様からの事業のご提案もお待ちしています。

### ベネフィット

企業版ふるさと納税制度を活用した寄附をいただいた企業様に対し、寄附金額に応じて以下のとおりベネフィットを提供いたします。また、重点プロジェクト(特に寄附を募集したい事業)については、別途プロジェクトごとにご提案するベネフィットもございます。詳しくは各重点プロジェクト紹介資料をご覧ください。

【寄附金額に応じて得られるベネフィット】(企業様が希望されない場合は適用しないことも可能です。)

- ① 10 万円以上…市のホームページ、SNS に企業名を掲載します。
- ② 50万円以上…上記①の他、お礼状の贈呈をします。
- ③100万円以上…上記②の他、広報みよしで企業様の取組紹介をします。

## 寄附の流れ

ご寄附いただく際の流れは、下記のとおりです。

事前相談

寄附対象事業の選定や寄附額、寄附の時期等について、みよし市企画政策課 にご相談ください。

寄附の申出

みよし市企画政策課に「寄附申出書」を提出してください。

納付書の発行

寄附金の払込納付書を市から送付いたしますので、寄附金を納付してください。

受領証の発行

寄附の受入確認後、企業様に「受領証」を送付いたします。 (受領証は税申告の際に必要となりますので、大切に保管してください。)

実績の公表

市ホームページ等にて寄附をいただいた企業様について公表いたします。(公開時期等について御要望等があれば、事前相談の際にお知らせください。)

#### 【お問い合わせ先】

愛知県 みよし市 政策推進部 企画政策課 電話 0561-32-8005 E-mail kikaku@city.aichi-miyoshi.lg.jp

